	成分規格等	500	
	放射線照射	30	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,750	16,460
	残留農薬	3,900	
	添加物	1,900	
	病原微生物	4,000	
	成分規格等	2,900	
	放射線照射	10	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	3,000	18,100
	残留農薬	9,100	
	添加物	800	
	病原微生物	1,500	
	成分規格等	350	
	カビ毒	2,880	
	遺伝子組換え食品	350	
	放射線照射	120	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	600	19,760
	残留農薬	8,200	
	添加物	4,200	
	病原微生物	1,000	
	成分規格等	2,500	
	カビ毒	2,600	
	遺伝子組換え食品	250	
	放射線照射	410	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,400	5,780
	添加物	2,680	
	成分規格等	600	
	カビ毒	1,100	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	400	2,530
	添加物	1,350	
	成分規格等	660	
	カビ毒	120	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,440	1,440
検査強化食品分※3	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射	6,500	6,500
総　計（延数）※2			94,000

※１：検査項目の例
- 抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- 残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- 添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- 病原微生物：腸管出血性大腸菌Ｏ26、Ｏ104、Ｏ111及びＯ157、リステリア菌、腸炎ビブリオ等
- 成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- 遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- 放射線照射：放射線照射の有無

※２：検査件数は、抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※３：輸入時の違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第２

	輸入時における危害要因等（代表的な事例）	事前の確認事項	定期的確認事項（初回輸入時を含む）	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般（共通事項）	・有害、有毒物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔・異物の混入	・原材料の受け入れ、製造 ・加工行程等における有害、有毒物質等の混入防止対策	・定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認	・事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと